

高齢者慶祝訪問が実施されました



9月15日の敬老の日を中心に村内に在住する高齢者の方々を慶祝訪問し敬老祝金が支給されました。

90歳以上の方は村長と教育長が、80歳から89歳の方は各地区の民生委員さんが訪問し皆様の元気な様子を確認してまいりました。

これからも、皆様が末永く健やかに暮らせますよう心よりお祈り申し上げます。

年齢層	原	本宿	新田	五領	判形	役原	関田	戸室	火の口	北之谷	熊野	梅沢	茶屋ヶ松	老人ホーム	計
90歳以上	8	11	11	7	15	6	7	3	2	2	5	2	1	11	91
85歳から89歳	16	29	21	15	24	7	10	3	6	8	10	3	0	11	163
80歳から84歳	36	32	32	8	40	10	14	12	9	8	8	7	4	12	232
計	60	72	64	30	79	23	31	18	17	18	23	12	5	34	486



第3回「新田宿復活祭」開催のお知らせ

11月16日(日)に第3回「新田宿復活祭」を開催することになりました。流れそば、おつきりこみ等の無料配布、直売、体験・ゲームコーナーの他に長野県上田市の真田鉄砲隊の演武及び山車の巡行を予定しておりますので是非多くの方のご来場をお待ちしております。

※配図、詳しい時間等は、チラシをご覧ください。

農業用廃材の回収について	
あがつま地域農業用廃資材等適正処理推進協議会では、次回おり農業用廃材の回収を行います。なお、農ビ・農ボリの混ざりは、引き受けできませんので正確な分別をお願いします。	(3) 不要農薬・農薬容器等
①農ボリ・P.O.P.E、マルチ、肥料袋等(リサイクル処理)	④ドロクロ空缶、パイプ廃材、農機具(金属のみ)
②農業用塩化ビニール(農ビ)(最終処分場)	⑤ドロクロ缶1缶当たり20円(期間中は自己潰し作業のみ)、パイプ廃材・農機具(金属のみ)は無料
▼回収日時 平成26年12月3日(水)・4日(木) 9時~15時	⑥ドロクロ缶1缶当たり20円(期間中は自己潰し作業のみ)、パイプ廃材・農機具(金属のみ)は無料
▼農家負担 1kg当たり約20円を予定(町村、JAで補助)	⑦ドロクロ缶1缶当たり20円(期間中は自己潰し作業のみ)、パイプ廃材・農機具(金属のみ)は無料
▼回収日時 平成26年12月5日(金) 9時~15時	⑧ドロクロ缶1缶当たり20円(期間中は自己潰し作業のみ)、パイプ廃材・農機具(金属のみ)は無料
▼農家負担 1kg当たり約30円を予定(町村、JAで補助)	⑨ドロクロ缶1缶当たり20円(期間中は自己潰し作業のみ)、パイプ廃材・農機具(金属のみ)は無料
●問い合わせ先 JAあがつま農産部 68-2148	●問い合わせ先 JAあがつま農産部 68-2148

教育委員長に大谷政代さん就任 関亞刀美さん再任



9月30日をもつて教育委員の任期満了となつた関亞刀美さんが、9月定例議会において任命同意を得て、再度教育委員に任命されました。

また、10月1日に開催された教育委員会で、委員長に大谷政代さんが就任、委員長職務代行者に関亞刀美さんが就任。

委員会の構成は次のとおりです。

委員長 大谷政代
職務代行者 関亞刀美
委員 稲川俊昭
教育員 松井ゆき子
教育長 高橋直幸

赤十字活動資金へのご協力ありがとうございました

日本赤十字社高山分区では、毎年、行政区を通じて日本赤十字社への社費の募集を行っております。

平成26年度は、皆様のご協力により**554,500円**集まりました。

ご協力に心より感謝申し上げます。

この資金は、国内外の災害救援活動、復興支援をはじめ、献血事業・救急法等講習会の開催など様々な人道的活動に役立てられます。

今後とも赤十字活動にご理解、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

日本赤十字社高山分区(住民課)



去る、9月24日(水)、高山村役場2階大会議室に於いて、社会福祉協議会主催の献花方式による戦没者追悼式に、遺族と来賓や関係者多数の方に参列していただきました。

なお、今年度より慰靈碑を立てしめやかに行われました。

平成26年度高山村戦没者追悼式挙行

融資相談会(一日公庫)を開催します

日本政策金融公庫崎支店では、高山村商工会にて融資相談会(一日公庫)を開催します。当日は、当公庫の融資担当者が高山村商工会に出張し、ご融資の相談などを承ります。

融資担当者が高山村商工会にて融資相談会(一日公庫)を開催します。当日は、当公庫の融資担当者が高山村商工会に出張し、ご融資の相談などを承ります。

申込は事前に電話でお願いします。

対象者 高山村内の事業者

場所 高山村商工会

日時 11月17日(月)午前10時から正午まで

費用 無料

電話番号 063-2200

全国各地で秋の全国交通安全運動が全運動が実施される中、高山村でも吾妻交通安全協会高山盆地で行われました。ひかる君・いぶきちやんと共に、来客者に村産の《りんどう》を手渡しながら、「全席シートベルト着用を」「夕暮れ時は早めのライト点灯」など交通安全を呼びかけました。



秋の全国交通安全運動が実施されました

運動期間 9月21日(日)~9月30日(火)

落ち葉の利用自粛の継続について

群馬県を含む東日本の17都県の落ち葉は、東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質の影響を受けているおそれがあることから、平成23年に国から利用自粛が通知されています。本年度も農産物への放射性物質の影響を避けるために、落ち葉の利用自粛は継続しています。

▶利用自粛の例

- 落ち葉を敷料として利用（マルチ資材として土壤に施用も含む）
- 腐葉土 ○落ち葉を利用した堆肥 ○落ち葉を利用した軟白資材などの用途

▶落ち葉を利用したい場合

経営上のやむを得ない理由により、落ち葉の利用が可能となる場合があります。それには、県の指導のもとで、放射性物質安全検査により落ち葉の安全性を確認し、落ち葉の適正な利用・管理を行う必要があります。なお、一般家庭において花壇に施用する腐葉土など農産物の生産・流通に関わらない場合は、自粛の対象となっておりません。
詳しくは吾妻農業事務所農業振興課（☎0279-75-2311）または吾妻農業事務所普及指導課（☎0279-75-2364）までお問い合わせください。

福祉医療費制度について

福祉医療費制度は、子ども・重度心身障害者・高齢重度障害者・母子及び父子家庭等の健康管理の向上と福祉の増進を図る目的で、これらの方が医療保険等で医療をうけた場合に支払う自己負担分と入院をしたときの食事の自己負担分を高山村と群馬県で負担する制度です。

◎福祉医療費の受給方法◎

- ① 県内の医療機関等で受診する場合
医療機関受診の際、保険証と一緒に受給資格者証（ピンクのカード）を窓口へ提出してください。保険診療分の自己負担の必要はありません。
 - ② 県外の医療機関等で受診する場合
病院や薬局の窓口で自己負担分を一旦支払い、後日領収書を添えて役場住民課窓口で申請をしてください（診療内容等のわかる領収書がない場合は、所定の用紙（福祉医療費支給申請書）に医療機関等の診療証明が必要となります）。
- ＜申請に必要なもの＞
- ①領収書 ②印鑑 ③振込口座のわかるもの（通帳等） ④保険証
 - ⑤福祉医療費受給資格者証（ピンクのカード）

「群馬こども救急相談 #8000」をご利用ください

群馬県では、小児救急医療電話相談を行っています。
お子さんが急病の時、すぐに医療機関へ受診した方が良いかどうかの判断に迷ったときなどに、専門相談員（保健師や看護師）が、受診の必要性や家庭ができる対処方法などをアドバイスします。

●電話番号

#8000（携帯電話からも利用できます）
IP電話・ダイヤル回線等をご利用の方は、03-5524-8135へ
※平成27年9月末まで

●相談日及び時間

月～土曜日 午後6時～翌朝午前8時
日曜・祝日・年末年始 午前9時～翌朝午前8時

●対象

15歳未満の子どもの保護者等
群馬県医務課
☎027-226-2540

※氏名、住所、加入している医療保険の内容に変更があった時または受給資格に変更が生じた時は、速やかに役場住民課へ届出をしてください。

※有効期間が経過した福祉医療費受給資格者証は速やかに役場住民課へ返還してください。

※中学生までの医療費無料化は、社会全体で子どもの成長を支えていくための制度です。医療費無料化はみなさんの税金でまかなわれています。この制度を将来にわたり維持していくためにも、制度の仕組みや目的などを理解のうえ、適正に受診されるようお願いいたします。

学校給食を食べてみませんか

給食を食べながら 考えましょう 語り合いましょう
子どもたちの食と健康を！ 学校と家庭そして地域で！

- 日 時 平成26年11月26日(水)
12時から1時
- 場 所 高山小学校 1階 会議室
- 費 用 260円（当日集金します）
- 申し込み 高山村学校給食センター
☎ (63-2811) でお申し込みください。

- 締め切り 11月21日(金)まで
- ※先着20名とさせていただきます。
※事前に食材の準備をする都合上、欠席すると代わりの方の出席をお願いするか代金をいただくことになりますがよろしくお願い致します。

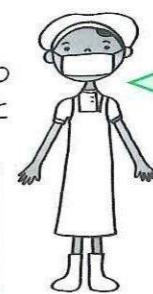
お知らせ

1時から2時まで『校長室開放』を実施していますので、お気軽にお出かけください。

予定献立

- | | |
|----------|-------------|
| ・ココア揚げパン | ・大根スープ |
| ・牛乳 | ・じゃがいものミルク煮 |
| ・ローストチキン | ・オレンジ |

5回目の11月の試食会は、パンを主食とした洋風の献立です。子どもたちに人気のココア揚げパンに、野菜や豆を使用した副菜を組み合わせたメニューです。栄養バランスの良い給食を用意しますので、どなたでもお気軽にご参加ください。お待ちしています。



わが家の夕食における

ちょっぴりノーテレビデー

毎月：10日・20日・30日

in 高山保育所・高山幼稚園・高山小学校・高山中学校

野菜・花の栽培希望者説明会を開催します ～野菜・花の栽培を始めてみませんか～

1 対象品目と条件

新たにズッキーニ、夏秋ナス、サヤインゲン、ブロッコリー、スナップエンドウ、タラの芽、加工長ナス、加工キュウリ、高山きゅうり、キク類、リンドウ、トルコギキョウの栽培を希望し、ほ場があつて生産物を販売（直売も可）する人

2 日時及び会場

（次のものから、都合の良い日・会場をお選びください。）

- (1) 平成26年12月3日(水) 17時30分～
JAあがつま名久田支店会議室
- (2) 平成26年12月4日(木) 17時30分～
JAあがつま高山支店会議室
- (3) 平成26年12月5日(金) 18時00分～
JAあがつまトマトセンター会議室

3 内容

- (1) 品目の栽培概要と基礎知識について
- (2) 作目導入計画と販売方法について
- (3) 補助事業について

4 参加申込み期限

平成26年12月1日(月)

※資料及び会場の準備がありますので、栽培希望品目もあわせて申込みをお願いします。

5 参加申込み及び問い合わせ先

JAあがつま農産部農産課

☎0279-68-2148

吾妻農業事務所普及指導課園芸指導係

☎0279-75-2364

対象者	日時	平成26年11月19日(水) 午前10時から午後4時
対象者	場所	中之条町役場2階 第3会議室
対象者及び未納者		

※対象者の方には、事前にご案内文書を送付しております。
※ご相談の際には、年金手帳をご持参ください。

日本年金機構では厚生労働省と協力して、国民の皆様に公的年金を感じていただき、年金制度に対する理解を深めていただくことを目的として、「ねんきん月間」と定め、各種の普及・啓発活動の展開を予定しております。

老齢基礎年金（65歳から受けられる年金）は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。国民年金保険料の納め忘れなどにより、保険料の納付済期間が40年間に満たない場合は、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入して保険料を納めることができます。なお、老齢基礎年金を受けるためには保険料の納付済期間や保険料の免除期間等が原則に近づけることができます。

11月を「ねんきん月間」と定め、各種の普及・啓発活動の展開を予定しております。

「ねんきん月間」に係る国民年金保険料に関する納付相談会の開催について

国民年金



として25年以上必要となります。この要件を満たしていない場合は、70歳になるまで任意加入することができます。（ただし昭和40年4月1日以前に生まれた方に限られます。）また、海外に在住する日本国籍を持つ方も、国民年金に任意加入することができます。（ただし、年金事務所へご相談ください。）

・渋川年金事務所 国民年金課 ☎ 027-922-1607

「記帳説明会」「決算説明会」のご案内

税務行政につきましては、日頃からご協力をいただきありがとうございます。

さて、ご承知のことと存じますが、平成26年1月から、事業（営業・農業）所得、不動産所得及び山林所得を有する白色申告の全ての方に、記帳及び記録保存義務が生じております。本改正は所得税の申告者に限らず、村県民税の申告を行う方に対しても適用されます。

このため、次のとおり説明会を開催いたしますので、ご案内申し上げます。

また、12月11・12日に消費税の決算の仕方や申告書の書き方（白色・青色）などについても説明しますので、ご案内を申し上げます。

なお説明会で使用する資料は、当日、会場で配付し、講師は中之条税務署職員又は税理士が行います。

記帳説明会

開催日	開催時間	開催会場	対象者
11月21日(金)	10:00~11:30	中之条町ツインプラザ 交流ホール(1階)	営業所得を有する方 農業所得又は不動産所得を有する方
11月21日(金)	13:30~15:00	中之条町大字伊勢町1005-1	

決算説明会

開催日	開催時間	開催会場	対象者
12月11日(木)	10:00~11:30	中之条町ツインプラザ 学習センター・大会議室(2階)	営業所得を有する白色申告の方 農業所得又は不動産所得を有する白色申告の方
12月11日(木)	13:30~15:00	中之条町大字伊勢町1005-1	
12月12日(金)	10:00~11:30	中之条町ツインプラザ 学習センター・大会議室(2階)	営業所得を有する青色申告の方 農業所得又は不動産所得を有する青色申告の方
12月12日(金)	13:30~15:00	中之条町大字伊勢町1005-1	

問い合わせ先

税務課 または
中之条税務署 個人課税部門 ☎ 0279(75)9066

「第66回人権週間」特設人権相談所の開設について

法務省及び全国人権擁護委員連合会では、来る12月4日から10日までの一週間を「第66回人権週間」と定め、全国的に各種行事を企画しています。前橋地方法務局及び群馬県人権擁護委員連合会では、県内の各市町村において、特設人権相談所を開設します。子どもに関すること、家庭内や近所のもめごと等、人権問題や困りごと等で悩んでいる方はどのようなことでも構いませんので、お近くの特設人権相談所へお越しください。料金は無料で、秘密は固く守ります。

開設日時 平成26年12月4日(木) 午前10時から午後3時

場所 高山村いぶき会館

特設人権相談所へお越しになれない方は、通常どおり前橋地方法務局及び各支局で電話相談等を受け付けておりますので、ご利用ください。

電話相談 ☎ 0570-003-110 (みんなの人権110番)
インターネット <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>
問い合わせ先 前橋地方法務局人権擁護課 ☎ 027-221-4466 (代表)

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間について

法務省及び全国人権擁護委員連合会では、来る11月17日(月)から11月23日(日)までの一週間を「女性の人権ホットライン」強化週間として、夫・パートナーからの暴力やストーカーなど、女性の人権に関する相談・悩みごとについての電話相談窓口を開設します。

「女性の人権ホットライン」専用電話番号は 全国共通 0570-070-810

※IP電話からは接続できません。

強化週間中の受付時間は、月曜日から金曜日までは午前8時30分から午後7時まで

土曜日と日曜日は午前10時から午後5時まで

※通常の受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分までです。

対応は法務局職員と人権擁護委員が当たり、秘密は固く守ります。

前橋地方法務局人権擁護課 (担当 石田・吉澤) ☎ 027-221-4466 (代表)
Fax 027-220-4208